七宗町要綱第２９号

七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、厳しい経営状況にある事業者に対

　し、事業の継続や雇用の維持を支援するため、町が予算の範囲内で実施する七宗町がんばれ経営持続

　一時支援給付金（以下「給付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　この要綱による給付金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべての各号に該当する者とする。

（１）令和2年12月31日以前から町内に本社又は住所を有する、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定する中小企業者、個人事業者（フリーランスを含む）、健康保険法に基づく保健医療機関、薬局開設者・医療品販売、又は法人の収益事業を行っている特定非営利活動法人。ただし、個人農林業事業者は除く。

（２）新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2019年又は2020年の4月から12月の間（以下「前基準年月」という。）と2021年の4月から12月の間（以下「基準年月」という。）の同月を比較して、3箇月以上減少しており、かつ、その売上の同月比1箇月の減少率が20%以上減少した事業者であること。

（３）事業の実施にあたつては新型コロナウイルス感染症の拡大予防に努めること。

（４）本給付金を受給後も事業活動を継続する意思があること。

（５）町税等を滞納していないこと。

（６）七宗町暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

（７）法令及び公序良俗に反していないこと。

（８）新型コロナウイルス感染症防止対策を行っていることがわかるものの写し

交付されている事業者。

（９）新型コロナウイルス感染症対応にかかる岐阜県が行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止

　協力金（以下「協力金」という。）第1弾以外を支給されている事業者、個人事業主は対象外とする。

2　前項の規定に関わらず、町長が特に認めたもの。

（給付金の額）

第３条　この要綱により交付する給付金の額は1事業者、1回限りとする。前条第1項第2号に定める売上の減少が、法人については、20％以上から40％未満まで50万円、40%以上から60％未満まで100万円、60％以上から80％未満まで150万円、80％以上200万円を上限とし、個人事業者については、20％以上から40％未満まで25万円、40％以上から60％未満まで50万円、60％以上から80％未満まで75万円、80％以上100万円を上限とする。

(額の算定)

第４条　給付額の算定方法は、前基準年月と基準年月の同月の売上3箇月を比較し、基準年月の売上が減少したひと月を任意に選択した額に3を乗じた額を前基準年月の和から差し引いて得たものとする。

（給付金の交付申請）

第５条　給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年9月28日から令和4年1月28日までに、七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付申請書（様式第1号）の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）2019年分又は2020年分の確定申告書の写し（月別売上表含む）

（２）2020年又は2021年の減少月の売上額が確認できる帳簿等の写し

（３）給付金の振込先を確認できる口座通帳等の写し

（４）個人事業主の場合は本人確認書類の写し

（５）新型コロナウイルス感染症防止対策を行っていることがわかるものの写し（新型コロナウイルス

対策策実施店舗向けステッカーなど）

（６）その他町長が必要と認める書類

（給付金の交付決定）

第６条　町長は、前条の規定により交付申請があつたときは、その内容を審査し、給付金交付の可否を決定するものとする。

2　町長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3　町長は、第1項の規定により給付金の不交付を決定したときは、七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

（請求）

第７条　事業所は、前条の規定により交付決定を受けたときは、七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

2　本給付金は、交付申請者が指定した口座への振込により交付する。

（給付金の返還）

第８条　町長は、申請の内容に偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

　　年　　月　　日

七宗町長　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所・所在地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　店舗名（屋号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　：法人と同じ場合は記入不要

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先担当者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付申請書

　七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金の交付を受けたいので、七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１．交付申請額

(1)令和3年4月～令和3 年12 月のうちの3か月　・　・　月の売上　　　　　　　　　円（A）（基準年月）

(2)（A）対応する前基準年月の売上3か月　・　・　月の売上　　　　　　　　　円（B）（前基準年月）

(3)上記(1)で選択したうちの1か月の売上　　　　　　　　　　　円

(4)上記(3)の売上に3を乗じた売上　　　　　　　　　　円（C）

(5)減少率100%-(対象月(3)/前年・全前年同比対象月)×100%　　　　　　％

(6)給付金交付申請額　　　　　　　　　　　円　（B）-（C）　＊（各支給額の上限額又は上限額以内）

２．添付資料（添付をご確認の上、□にレを入れて下さい）

　□2019年分・2020年分の確定申告書類の写し(月別売上表含む)

　　＊月別売上表がない場合は、年間売上を営業月数で除いた額を月額売上とする。

　□2020年・2021年の減少月の売上額（A）が確認できる帳簿等の写し

　□新型コロナウイルス感染症防止対策を行っていることがわかるものの写し

　□給付金振込先口座が確認できる通帳等の写し

　□本人確認書類の写し

　　＊運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

３．誓約及び同意（下記の誓約及び同意いただける場合は、□にレを入れて下さい）

　□七宗町経営持続一時支援給付金交付要綱第2条の規定に該当することを誓約します。

　　また、審査に当たって、町が徴税等の納付状況を調査することに同意します。

　　上記の規定に該当しないことが判明した場合、給付金を返還していただきます。

様式第2号(第6条関係)

　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　七宗町長

七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金について、七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

　　　　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第3号(第6条関係)

　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　七宗町長

七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金について、七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり不交付を決定したので通知します。

記

　　　　不交付決定した理由

様式第4号（第7条関係）

七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金請求書

　年　　　月　　　日

七宗町長　　　　　　様

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

　　　　年　　月　　日付け 第　　　号で交付決定通知があった七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金について、七宗町がんばれ経営持続一時支援給付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

　　　　　請　求　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

給付金振込口座（代表者名義の口座）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  | 区分 | 普通・当座 |
| 口座番号 |  |  |  |